



松戸市指令第 550 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3 丁目 5 番 38 号

氏 名 株式会社丸幸
代表取締役 渡邊 均

令和 4 年 1 月 18 日付申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、下記のとおり許可したので、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、許可証を交付します。

令和 4 年 4 月 1 日

松戸市長 本郷谷 健次



記

許可番号 第 63 号

許可期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

事業の範囲 (1)許可業種 一般廃棄物収集運搬業 (積替え保管なし)
(2)取扱範囲 一般廃棄物
(食品循環資源)
(3)許可区域 松戸市内全域

許可条件 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び一般廃棄物処理業の許可及び指導要綱を遵守すること。